

登録斜面防災基幹技能者講習にかかる助成金のご案内

登録斜面防災基幹技能者講習(更新講習を含む)は、厚生労働省の人材開発支援助成金(建設労働者技能実習コース)の助成対象の講習となっています。助成金の支給申請に必要となるお手続きをご案内いたします。

1 助成金について

- ・助成金の名称 人材開発支援助成金(建設労働者技能実習コース)
- ・申請期限 **令和8年1月16日まで(講習を終了した日の翌日から起算して原則2か月以内)**

※詳しくは、以下の厚生労働省ホームページをご確認ください。

- ・建設事業主等に対する助成金

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kensetsu-kouwan/kensetsu-kaizen.html

- ・建設事業主等に対する助成金のご案内

<https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/001488369.pdf>

2 支給申請の流れ

- ① 最寄りの労働局またはハローワークに問い合わせて、受給できる事業主に該当するか確認します。(助成金についてのお問い合わせ先は、建設事業主等に対する助成金のご案内の最終ページをご参照ください)
- ② 支給申請に必要な書類一式を作成して、管轄する労働局に提出します。
必要書類は、建設事業主等に対する助成金のご案内の47ページ「5-1、人材開発支援助成金(建設労働者技能実習コース(経費助成/(賃金助成)))」の「③支給申請に必要な書類」をご参照ください。受講証明のご依頼などにつきましては、以下の通りお願いいたします。
※書類の記入方法や提出などについてのご質問は、上記①のお問い合わせ先をお願いいたします。

●支給申請書(建技様式第3号)の受講証明について

建設事業主等に対する助成金申請様式ダウンロード(令和7年度)ページから「建技様式第3号別紙1」をダウンロードのうえ、①～②欄をご入力いただき、Excel ファイルのままメールでお送りください。

メール宛先: ginousya@jasdim.or.jp

メール件名:助成金の受講証明依頼

こちらで③-1 受講証明、③-2 受講証明を記入して、PDF データをメールにてご返送いたします。

なお、受講証明の発行には3日(営業日)かかる場合がありますのでご注意ください。